

4 補助対象経費

| | | |
|--------------------------------------|---|--|
| 補助対象経費 ※対象事業に要する費用として根拠を示せるものに限る。 | 旅費 | ・補助事業の活動に必要な旅費・交通費 |
| | 直接人件費 | ・補助対象事業の遂行に直接従事する者の事業化活動や開発従事時間に対応する臨時の雇入れにかかる人件費（共済費は除く） |
| | 材料費 | ・補助事業遂行に必要な資材・部品等の購入に要する経費等 |
| | 消耗品費 | ・補助事業遂行に必要な消耗品等の購入に要する経費等（対象期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る原材料などの経費は除く） |
| | 備品購入費等 | <ul style="list-style-type: none"> ・機械・備品の購入費・リース料・割賦料 ・機械・備品の製作・改造・使用に要する経費等 ・補助事業遂行に必要な土地・建物の賃借料 <p>※上記と一体的に発注するもの（機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。ただし、事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限る。</p> <p>なお、リース料・割賦料、土地・建物の賃借料は、対象期間分のみが補助対象。</p> |
| | 外注・委託費 | <ul style="list-style-type: none"> ・デザイン料、システム開発費、ホームページ（webサイト）制作、試験検査等の委託費（滋賀県が設置する試験研究機関に対する検査手数料は除く） ・配送等に要する経費 ・自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費（ただし、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできない） <p>※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。</p> |
| その他直接経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議費（講師や専門家等への旅費・謝礼金、視察のための経費、外部のセミナー・講習会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費） ・広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費 ・知的財産権の出願等に要する経費 ・通訳料、翻訳料 ・試験費、展示会出展費用、試作品・材料の配送費用 ・その他、特に必要と認める経費（ただし、数量が個別具体的に把握可能なもののみとする） | |

| | |
|--------------------|---|
| <p>補助対象外経費（例示）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象期間外に発注、購入、契約等を実施したもの ・グループ構成事業者間での受発注取引に係る経費 ・市場調査に係る経費 ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォンおよびデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産）の購入費 ・事務所等にかかる保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 ・電話加入権、電話代、インターネット利用料等の通信費 ・販売（テスト販売を含む）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費 ・商品券等の金券 ・名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費 ・茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用 ・不動産の購入費、修理費・車検費用 ・既存の建物・設備等の解体費・処分費 ・地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費 ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等の弁護士費用 ・金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く） ・公租公課（消費税を含む、旅費にかかる海外における出入国税を除く） ・各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く） ・借入金など支払い利息および遅延損害金 ・補助金申請書類、交付申請書等の書類作成に係る費用 ・EUのVAT（付加価値税）等の還付制度が適用され、実際に還付された金額（補助事業終了後に還付された金額を含む）および還付手続きに係る委託費や手数料 ・中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費 ・単なる設備投資 ・帳簿、証憑等により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決裁）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費 ・補助事業の遂行に直接関係しない目的が含まれる経費（補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ製作費等） <p>※ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の他、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費 |
|--------------------|---|